

現 場 説 明 書

業務名 カムイスキーリンクス第5リフト整備工事施工監理業務委託

※ 項目は、◎印のついたものを適用する。

履 行 期 間 本業務の履行期間は、◎令和8年11月30日までとする。

○ 業務完了前における成果品の部分使用

○ 業務完了前における成果品の部分引渡し

◎ 業務委託料の支払方法等について

各会計年度における支払限度額は次の割合とし、額については契約書で定める。

	令和7年度	令和8年度	令和 年度	令和 年度
支 払 限 度 額	0%	100%	%程度	%程度
部 分 払	0回	0回	回	回

○ 前払金の請求

前払金の請求は、担当職員を経由しないで行うものとする。

◎ 管理技術者に係る継続雇用確認

「現場代理人、主任技術者及び監理技術者に係る継続雇用確認要領」に基づき、管理技術者の、契約日以前3か月以上の継続雇用を確認できる書類を提出すること。（ただし、随意契約による業務については、継続雇用確認書類の提出は必要ない。）

◎ 再委託業者の選定

再委託業務においては、出来る限り旭川市の指名業者の選定に努め、当該業務の的確な業務確保に努める。

◎ 道産資材等の選定

本業務では、地域産業経済の活性化をはかるため、地元資材・製品、道産資材・製品の優先的な選定に努める。

○ 重要事項の説明

建築士法第24条の7の規定に基づき、本業務の契約締結前に公共建築課に対し、書面を交付して、重要事項説明を行うこと。

○ 契約締結に際して提出する書面

建築士法第22条の3の3の規定に基づき、本業務の契約締結時に公共建築課に対し、書面を提出すること。

また、提出した書面の内容を変更するときは、書面を提出すること。

○ 契約締結時に提出する書面

建築士法第24条の8の規定に基づき、本業務の契約締結時に公共建築課に対し、書面を交付すること。

○ **施工監理終了の報告**

建築士法第 20 条第 3 項の規定に基づき、本業務の完了時に担当職員に対し、工事監理の結果を文書で報告すること。

◎ **その他**

対象工事の請負人と連絡を密にし、工事が円滑に進むよう十分な工程管理をおこなうこと。